

公認ドクターパトロール規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、医事免許を有し、ボランティア精神に則り、スキー安全の普及及び推進に情熱を持って取り組む本連盟登録会員を、公認ドクターパトロールとして認定することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 公認ドクターパトロールの任務は、雪上安全に携わる全ての関係者に、スノースポーツ救急法（寒冷・高地環境での介達外力及び高エネルギー外傷の応急処置や予防法等）に関して指導・助言し、スキー場の安全対策向上に貢献することである。

(推薦)

第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日（土日祝日の場合は前営業日）までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。医師以外の医事免許所有者について、加盟団体が特に必要と認めた場合は推薦することができる。

(認定)

第4条 公認ドクターパトロールは、理事会において認定する。

2 公認ドクターパトロールの認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。

(認定証)

第5条 公認ドクターパトロールを証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。

(スキーパトロール研修会の免除)

第6条 公認ドクターパトロールは、スキーパトロール研修会の受講義務が免除される。

(資格の喪失)

第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、公認ドクターパトロールの資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 本連盟の規約に違反し、公認ドクターパトロールとしての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。

(登録料の納期)

第8条 第1条に定めるドクターパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに、本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成元年 4 月 制定

平成 5 年 6 月 26 日 改正

平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 16 年 11 月 2 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 25 年 7 月 9 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
令和 3 年 7 月 7 日	改正
令和 6 年 7 月 11 日	改正